

平成31年度税制改正に係る要望書

平成30年11月

千葉県町村議会議長会

現在、政府・与党において、平成31年度税制改正に向けて本格的な議論が行われておりますが、ゴルフ場利用税、車体課税及び償却資産に係る固定資産税は、町村にとって極めて貴重な財源となっており、廃止・見直しされた場合は住民サービスの提供や財政運営に多大な影響を被ることとなります。

つきましては、我々地方が地方創生への取り組みをはじめとする諸課題に的確に対応していくためにも、現行制度の堅持に向けて御尽力くださるよう強く要望いたします。

記

1 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2 車体課税

自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行うにあたっては、安定的な財源を確保し、車体課税に減収を及ぼさず、町村財政に影響を来さないこと。

また、消費税率10%への引上げ時に、自動車税・軽自動車税に係る環境性能割の導入を確実に実施すること。

3 償却資産に係る固定資産税の堅持

固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

平成30年11月

千葉県町村議会議長会長 市原重光